2017年3月8日
平和委員会･城ケ崎サークル例会

「共謀罪」学習会
報告資料(スライド)

作成者　三好康昭

「テロリズム等の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画罪」とは何か?

- 「テロ等準備罪」?
- 「共謀罪」?
- 「現代の治安維持法」?

立法理由1

国際組織犯罪防止条約(2000年国連で採択)の批准のために必要。

➡共謀罪を作らなくてもこの条約を批准できる。共謀罪を新設した国は2ヶ国(→5ヶ国)のみ。

➡岸田外相:条約を批准するには676罪が対象となる→300程度→167罪、結局277罪。

立法理由2

テロを防ぐために新たな法律が必要。
⇔「テロ等準備罪」と称して宣伝する。

⇒テロの手段される犯罪については、既存の陰謀・予備罪で対処可能である。

⇒テロ防止のための国際条約13本をすでに締結している。

①刑法…内乱予備陰謀罪、殺人予備罪、
放火予備罪、等々

②特別法…爆発物取締罰則(陰謀罪)、化学
兵器、サリン、航空機の強取、
銃砲刀剣類所持等取締法、
等々。

(海渡雄一「共謀罪とは何か」p4,p11)

準備段階の行為を包括的に摘発できるような法律は必要か。

⇒個別の準備行為を行為類型を定めて処罰すれば対応できる。現行法で不足なら、個々に立法化すればよい。

「重大犯罪遂行計画罪」(新法)の問題性

- テロに関係する行為だけでなく、懲役4年以上の犯罪について、共謀段階での行為を処罰しようとしている。
- 政府は適用犯罪を277に絞った(当初は677罪)というが、テロとは関係ない一般犯罪について、共謀を処 罰しようとしているところに危険性がある。
- この法案を「テロ等準備罪」と名付けるのは法案の内容をごまかすためで、「共謀罪法案」と呼ぶのが正しい。

ところが…安倍首相の国会答弁(1/24.25)

①「テロ等準備罪」はテロ等の実行の準備行為があって初めて処罰の対象となる。

⇒共謀罪法と呼ぶのは全くの誤りだ。

②犯罪の主体をテロ組織をはじめとする組織的犯罪集団に限定している。

⇒「一般の人が対象となることはありえない」

※この答弁がウソとごまかしであることは、やがて明らかになる。

なぜ、"共謀"を罰することが危険なのか

犯罪既遂に至るまでの流れ (殺人罪を例に)

①
殺意を抱く
→
②
計画を立てる
(何時、何を使って)
→
③
凶器を準備する
(銃やナイフの入手)
→
④
犯行に着手する
(刃物で刺す)
→
⑤
死に至らしめる

近代刑法の大原則

①犯罪の危険があるだけでは罰しない。法益侵害の結果があって、初めてを罰する

殺人罪の保護法益は人の「生命」、

窃盗罪の保護法益は他人の「財物」。

②既遂行為を罰するのが原則で、重い犯罪について未遂も罰する。

③殺人罪など、特に重い犯罪については、準備行為の段階で犯罪となる。➡殺人予備罪など(海渡p4参照)

“共謀”というのは、どの段階の行為をいうのでしょうか。

①犯意を抱く?
②犯行の計画を立てる?
③凶器を準備する?

答⇒②の段階、つまり犯行の計画を立てる段階です。複数の人間があい謀って犯行の計画を立てることが、
“共謀”となります。
したがって……

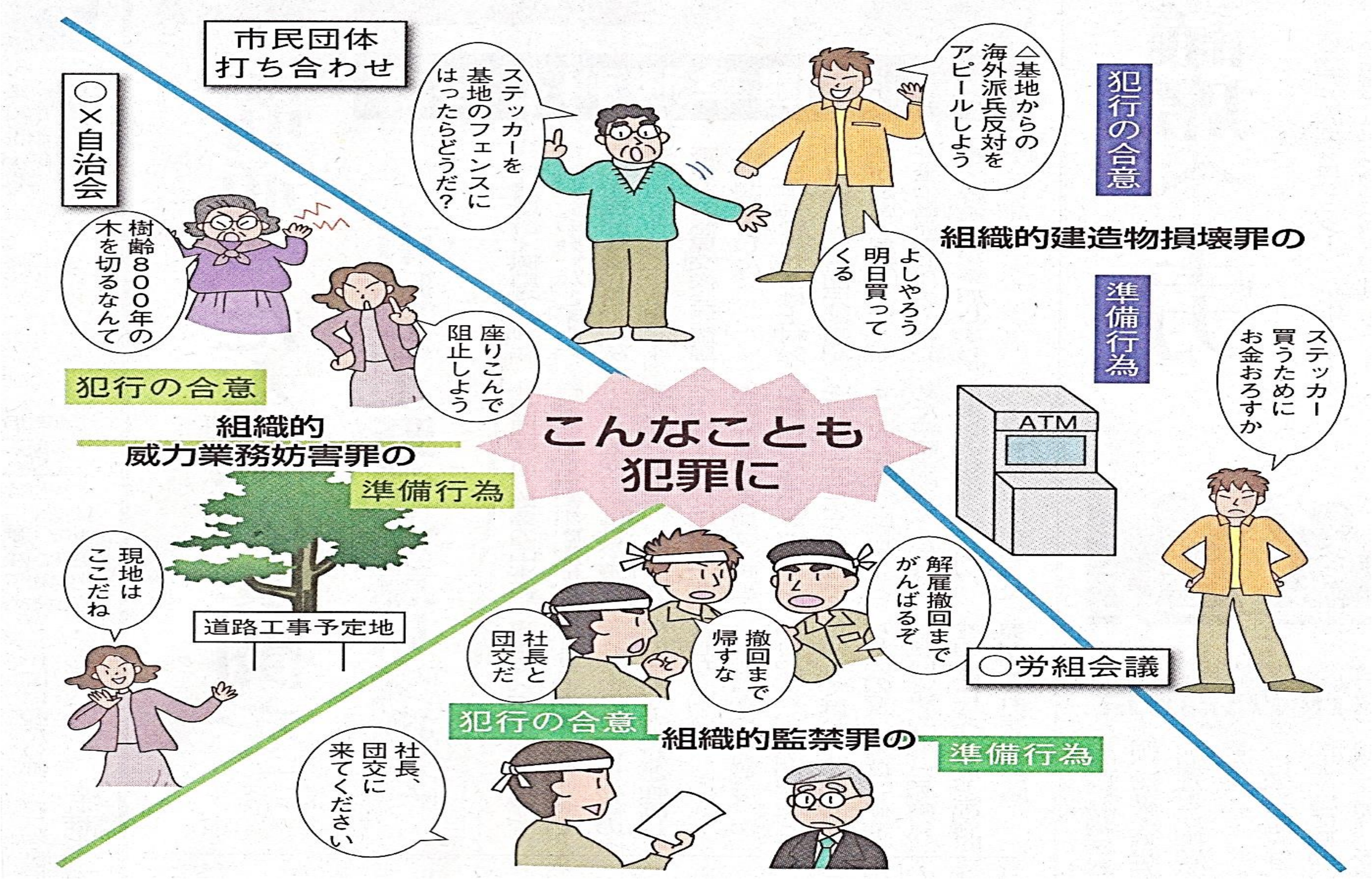
こんなことも犯罪に
市民団体打ち合わせ
ステッカーを基地のフェンスにはったらどうだ？
△基地からの海外派兵反対をアピールしよう
よしやろう明日買ってくる
犯行の合意
組織的建造物損壊罪の
準備行為
ステッカー買うためにお金おろすか
ATM
○×自治会
樹齢800年の木を切るなんて
座りこんで阻止しよう
犯行の合意
組織的威力業務妨害罪の
準備行為
現地はここだね
道路工事予定地
○労組会議
解雇撤回までがんばるぞ
撤回まで帰すな
社長と団交だ
犯行の合意
組織的監禁罪の
準備行為
社長、団交に来てください

政府の言い分(国会答弁)

「テロ等準備罪」が成立するには、
準備行為をすることが必要。
⇒犯罪の要件が厳しくなっている。
⇒「共謀」を処罰するのではない。
だから「共謀罪」ではない。

政府答弁のごまかし=ウソ、 その1

- まず、政府の言う「準備行為」というのは、殺人予備罪における凶器の入手といった**具体的に危険のある行為**を指していません。

・合意に基づいて行う行為が「準備行為」にあたるのです。たとえば、資金を銀行から引き出すこと、車を手配すること、などが「準備行為」です。

これらの一般人が普通に行う行為がなぜ犯罪となるのでしょうか。

⇒その行為が犯行計画(共謀)に基づいてなされたものであるときには、犯罪となります。

犯行計画に基づく行為か、普通の行為かをどうやって識別するのでしょうか。

⇒日常的に、当局がマークした団体内部の電話･メール･ライン上のやり取り、等をチェックして、犯行計画に基づいて行った準備行為かどうかを判断します。

メールやＬＩＮＥでも「共謀」成立

論点		金田法相の答弁
メールでも共謀成立？		メールやLINEでも合意が成立することはあり得る
顔文字でも共謀成立？	(°▽ ´ d) グッ!!	手段は限定しない
草野球チームも対象？	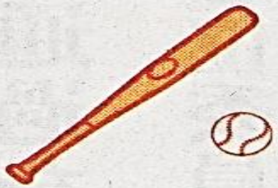	元の団体の性質は関係ない。性質が一変した場合は対象に
一変を判断するのは？		捜査機関
通信傍受法の対象は？		フェイスブックやラインも傍受可能

当局がマークする団体は「組織的犯罪集団」に限られるのでしょうか。

⇒最初から犯罪を目的に結成された団体などあり得ません。「普通の団体が、犯罪集団に一変したとき」に処罰の対象となります。

犯罪集団に一変したことをどうやって知るのでしょうか。

➡日常的に、「普通の団体」のコミュニケーションを調べ、情報の収取に努め、犯行計画を逃さずつかむことが必要です。

政府答弁のごまかし=ウソ、その2

二つ目は、海渡弁護士が指摘していることです。
　それによると、準備行為(資金を引き出すこと、など)は処罰要件であって、犯罪の構成要件ではない、というのです。

(海渡雄一「共謀罪とは何か」p7)

その意味は、犯罪自体は共謀、つまり犯行の計画を立てることで成立する。しかし、有罪判決を得て処罰するには、準備行為がないとできないということです。

海渡弁護士のいうとおりだとすると、以下の事態が起こります。

一、犯行の計画をつかんだだけで、一味の者を一網打尽に逮捕・拘禁できる。

二、準備行為を立証できなかったら、起訴はしない。

三、つまり、準備行為がなくても逮捕はできる、言い換えると、予防拘禁が可能になります。

以上のまとめ－その1－

1、この法律は国際組織犯罪防止条約の批准のために必 要だ、という理由づけ。

⇒新規立法をしなくても同条約を批准することはできる。条約批准は口実。対象犯罪の恣意的な増減がそのあらわれ。

以上のまとめ－その2－

2、テロを防ぐために、新規立法が必要だ、

　　という理由づけ。

⇒テロを防ぐために準備段階の行為を処罰する規定はすでに存在している。そもそも、新法には「テロの定義」も「テロ」という言葉も書かれていない。

以上のまとめ―その3―

3､「重大犯罪遂行計画罪」は「準備行為」を要件としているので、犯罪行為が限定されている。

➡「準備行為」は一般人が普通にやる行為であり、それを犯罪と結びつけるには、特定団体を日常的に監視することが必要となる。

➡「準備行為」は処罰要件であり、犯罪は共謀で成立する。(海渡弁護士)

以上のまとめ―その4―

4、新法は「組織的犯罪集団」を対象としたものであり、「一般人が対象となることはありえない」。

⇒政府自体がこの嘘を訂正した。

※「普通の団体が犯罪集団に一変したら処罰の対象となる。」(2月16日法務省)

法案の危険性－その1－

⇒法益侵害という客観的事実ではなく、犯行の危険性という主観的要素を処罰の対象とする。

⇒犯行の危険性を判断するためには、警察が日常的に普通の団体のコミュニケーションを監視し、情報を掌握することが必要になる。

法案の危険性－その2－

⇒犯行の計画=謀議の有無、準備行為に当たるかどうか、の判断が捜査当局に一任される。その結果、適用範囲がテロ準備行為とは関係ない行為にまで、拡張される。この危険を指して、「現代の治安維持法」と呼ばれる。

今、なぜこの法案が提案されるのか。

⇒法案を必要とする明確な立法事実(テロの発生)はない。

⇒通信傍受法(盗聴法)の適用拡大、司法取引の導入、GPS捜査、等と同じく、捜査当局の権限拡大を狙ったもの。当局の権限拡大とは、捜査活動の自由を広げることであり、令状その他の縛りを最小限にしようとするもの。

⇒電子技術の発達によって、警察が市民生活を監視できるようになったことが、こうした動きの背景にある。

⇒テロ防止を口実に警察国家化、監視社会化を狙う法案。

反対する声が広がらない理由ーその1ー

- 朝日新聞の世論調査(朝日2月21日)によると、「テロ等準備罪」(新法のこと)に賛成する人が44%、反対する人は25%。⇒賛成する人が倍近く多い。なぜだろうか。

 政府答弁を信じて、「一般人には適用されない」と思っているためだろうか。

反対する声が広がらない理由ーその１ー

しかし、同じ調査で、「一般の人まで取り締まられる不安をどの程度感じるか」を問うと、

ａ大いに感じる、ある程度感じる、の合計が55%

ｂ あまり感じない、全く感じない、の合計が38%

と、不安を感じている人の方が多い。

反対の声が広がらない理由ーその2ー

⇒「一般人にも適用される」と考えても、自分が対象となる、という実感を持てないせいかもしれない。

多くの善良な市民は自分には関係ない、自分が処罰対象となるとは思わないだろう。

※しかし、逮捕・拘禁されなくても、警察によってコミュニケーションを監視される危険に誰もがさらされる。

この意味では、自分も対象となるはずだが…。

反対の声が広がらない理由ーその3ー

⇒少なくない人が、自分が監視されることになっても、そのことによってテロ等の犯罪を防ぐことが出来るなら、その方が良い、と考えているのではないか。

反対の声が広がらない理由ーその3ー

⇒監視カメラが至る所に設置されていても、犯罪を防ぐために必要だ、と考える人が多い。自由よりも安全を優先する。「テロ等準備罪」(重大犯罪遂行計画罪)でテロが防げるのなら、プライバシーが侵害されるのもやむを得ない、と考える人が多い。反対の声が広がらないのはそのためではないか。

反対の声を広めるために

一市民としてどんなことができるか。
私は……